市原で大切にしたい会社表彰制度実施要領

（目的）

第１条　この要領は、市原市内において、経営理念をしっかりと立て、社会経済環境の変化に翻弄されることなく、従業員とその家族、外注先や仕入れ先、顧客、地域などを大切にした「人に優しく、地域に優しい思いやりの経営」を実践することにより、持続発展する中小企業を、「市原で大切にしたい会社」として、市原商工会議所会頭が表彰(以下「表彰等」という。)するものである。更に表彰企業の事業活動を支援することで、地域経済を牽引する中小企業を増やし、市原市の持続的な発展に寄与することを目的とする。

（制度対象者）

第２条　表彰の対象となる中小企業（以下「制度対象者」という。）は、「人に優しく、地域に優しい思いやりの経営」を目指し、実践している中小企業であって、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

（１）中小企業または小規模事業者であること。

（２）市原市内に事業所又は事務所を有していること。

（３）税金等を滞納していないこと。

（募集）

第３条　「市原で大切にしたい会社」の申請の募集は、原則として、毎年度１回、期間を定めて行うものとする。

（申請）

第４条　「市原で大切にしたい会社」の表彰等を受けようとする制度対象者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる書類を、市原商工会議所に提出しなければならない。

（１）市原で大切にしたい会社表彰制度申請書（別記第１号様式）

（２）事業者概要（別記第３号様式）

（３）企業の取り組み（別記第４号様式）

（４）人を大切にする活動チェックシート（別記第５号様式）

（５）過去２年分の決算書の写し（貸借対照表、損益計算書、経費内訳書）

（６）納税完納証明書（市原市税）

（７）誓約書（別記第２号様式）

（８）前各号に掲げるもののほか、申請様式の記載内容を補足するもの

（審査の方法）
第５条　市原商工会議所は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査するものとする。
２　審査は、市原商工会議所が設置する、市原で大切にしたい会社表彰制度審査委員会（以下「審査委員会」という。）により一次審査、二次審査を行う。審査委員会の組織、その他必要な事項などは別に定める。
３　審査の実施に当たって、市原商工会議所は、申請者に対し、申請の内容に関する説明又は意見を聴くことができる。
４　市原商工会議所は、申請者に対し、申請の内容に関する現地調査の受け入れ及び必要な書類の提出を求めることができる。

（一次審査）
第６条　一次審査は、市原商工会議所会頭が委嘱する審査委員等が関係書類と照合し、申請の内容の整合性を確認する書類審査を行う。必要により、申請者、取引先などの代表者、役員及び従業員などに対する聴取り、書類の閲覧及び照合、施設などの視察その他適切な方法による現地調査を行う。
２　市原商工会議所は、一次審査に当たっては、必要に応じて、申請者に対して提出書類の修正を求めることができる。
３　審査委員会は、第１項の規定による審査が終了したときは、その結果を遅滞なく市原商工会議所会頭に報告し、承認を得なければならない。
４　審査委員会は、一次審査の結果を、市原で大切にしたい会社表彰制度一次審査結果通知書(別記様式第６号)により申請者に通知する。

（二次審査）
第７条　市原商工会議所は、前条の規定による一次審査の審査結果を添えて、審査委員会に申請者の表彰等について審査を行わせるものとする。
２　審査委員会は、現地調査を実施する。
３　審査委員会は、第１項の規定による審査が終了したときは、その結果を遅滞なく市原商工会議所会頭に報告し、承認を得なければならない。

（表彰等の決定）
第８条　市原商工会議所会頭は、前条に規定する審査の結果を踏まえ、表彰等する企業を決定する。
２　前項の規定により表彰等を決定する企業の数は、毎年３社以内とする。
３　市原商工会議所は、「市原で大切にしたい会社」の表彰等を決定した結果を、市原で大切にしたい会社表彰決定通知書(別記様式第８号)により申請者

に通知する。

（表彰等の内容）

第９条　表彰には、大賞、特別賞、奨励賞を付与する。審査の結果により該当するにふさわしい企業が無い場合には、この限りでは無い。

また、表彰とは別に成長枠（１社）を付与する。

２　市原商工会議所は、第８条第１項の規定により表彰等の決定を受けた申請者に対し、表彰状を授与するものとする。

３　市原商工会議所は、前項の規定により、表彰状の授与を行った場合は、当該表彰中小企業の名称及び表彰理由を、市原商工会議所の広報紙への掲載、インターネット、その他の方法により、公表するものとする。

（表彰企業への支援）

第 10 条　市原商工会議所は、表彰企業に対し、適宜支援を行うことができる。

（表彰等の取消し）

第 11 条　市原商工会議所会頭は、表彰企業が次の各号のいずれかに該当するときは、応募を無効とする又は表彰を取り消すことができる。

（１）本表彰制度の目的を損なうような行為があったとき。

（２）応募の際に虚偽の記載又は申告があったとき。

（３）法令違反など社会通念上、表彰企業とすることがふさわしくないと判断されたとき。

（４）その他、特に必要と認めたとき。

（損害賠償）

第 12 条　表彰企業の事業活動などにより、第三者に対する市原商工会議所の損害賠償債務が生じた場合には、表彰企業は、当該損害賠償債務を引受けるものとする。

（庶務）

第 13 条　「市原で大切にしたい会社」の表彰に係る庶務は、市原商工会議所において行う。

（その他）

第 14 条　この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市原商工会議所会頭

が別に定める。

２　この要領は、平成２９年８月１日から施行する。

３　令和５年６月６日　一部改正